

公益財団法人宮崎文化振興協会

令和6年度 第2回理事会議事録

1. 日 時 令和7年3月19日（水） 午後1時51分～午後3時24分

2. 場 所 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7 宮崎市中央公民館 2階中研修室

3. 出席者 理事現在数 10名 定足数 6名

出席者 西田 幸一郎 横山 伸子 石本 由美子 片野坂 千鶴子
蓮子 浩一 日高 智子 横山 秀樹

以上 7名

(定款第31条第2項の規定による定足数を充足)

監事出席 酒匂 俊宏 日高 佑二 以上 2名

同席者

(公財) 宮崎文化振興協会事務局次長兼経営戦略課長 東元 慎吾

他 12名

計 22名

4. 議案

- | | |
|--------|-----------------------------------------|
| 第 1号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正（案）について |
| 第 2号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正（案）について |
| 第 3号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則改正（案）について |
| 第 4号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正（案）について |
| 第 5号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正（案）について |
| 第 6号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会任期付舞台技術職員就業規則改正（案）について |
| 第 7号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正（案）について |
| 第 8号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正（案）について |
| 第 9号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正（案）について |
| 第10号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程改正（案）について |
| 第11号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会市民プラザ職員の夜勤手当運用規程改正（案）について |
| 第12号議案 | 令和7年度事業計画書（案）について |
| 第13号議案 | 令和7年度収支予算書（案）について |
| 第14号議案 | 全国公益法人協会 役員賠償責任保険の加入について |

5. 報告事項

- 報告事項 1 職務執行の状況について

6. 議長選任の経過

司会が開会を宣言した。次に定款第33条第3項により理事長 西田幸一郎が議長を務めること及び定款第31条第2項により会が有効に成立していることを告げ、議長の進行により議案の審議に入った。

7. 議事の経過要領及びその結果

議長は、定款第34条第2項に基づき、理事長 西田幸一郎、監事 酒匂俊宏及び監事 日高佑二が議事録署名人になることを告げ、次の14議案及び報告事項について審議した。

(議案)

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会就業規則改正（案）について |
| 第2号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正（案）について |
| 第3号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則改正（案）について |
| 第4号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会非常勤職員就業規則改正（案）について |
| 第5号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会舞台技術職員就業規則改正（案）について |
| 第6号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会任期付舞台技術職員就業規則改正（案）について |
| 第7号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会臨時職員就業規則改正（案）について |
| 第8号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正（案）について |
| 第9号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正（案）について |

関連議案として、上記の第1号議案から第9号議案まで、一括して事務局から説明があった。議案に関連して次の質疑応答があった。

- (横山理事) 柔軟な働き方を実現するための措置は、国が5つの措置を示し、その中から事業主が2つの措置を選択する際に組合等の意見を聞くこととなっているが、このような規則の改正を行う際に組合の意見を聴取する機会はあるのか。
- (事務局) 規則の改正に伴い意見の聴取を行っている。
- (横山理事) 育児休業に関する規則改正（案）には第19条の2第3項がないがどういうことが。
- (横山専務) 第4項が第3項である。案の第4項以降の項がずれている。
- (石本理事) 柔軟な働き方を実現するための措置は、対象が小学校3年生までの子を養育する職員だったと思うが違うのか。
- (横山専務) 小学校3年生までの子を養育する職員が対象となる国の法改正が行われたのは、子の看護休暇である。子の看護休暇について、当協会は既に中学生までの子を養育する職員を対象としているため、今回対象者の項目の改正はない。
- (蓮子理事) 規則の改正する際に市の法制担当等に確認を行っているのか。
- (事務局) 市へ確認は行っていないが、当協会が契約している社会保険労務士には確認を行っている。

質疑応答後、1議案ずつ議長が諮ったところ特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第10号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程改正（案）について

公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程改正（案）について事務局から説明があった。審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第11号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会市民プラザ職員の夜勤手当運用規程改正（案）について

公益財団法人宮崎文化振興協会市民プラザ職員の夜勤手当運用規程改正（案）について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第12号議案 令和7年度事業計画書（案）について

令和7年度事業計画書（案）について事務局から説明があった。本議案に関連して次の質疑応答があった。

- (日高理事) 事業計画の発案はどのように行っているのか。
- (横山専務) 科学館では、企画展の候補を複数挙げ、科学館職員全員で採点した後、実現できるか検討しながら選択を行っている。また、事業のたびに成果と課題を体験者から聴取したり、アンケートを行ったりして、得た意見を毎月運営会議の中で協議し、見直し等を行っている。来館者が満足できるような運営に取り組んでいる。
- (永井館長) 歴史館では、指定管理者の公募の段階で5年間分の企画展の案を出しており、資料に

について把握している学芸員の意見も聞きながら、地域性の強いものを各館に振り分けている。体験講座については、アンケートで人気の高いものは継続し、企画者の提案で新たなものを作り替える実施している。

(二宮館長) 学習館では、毎月企画会議や運営会議の中で意見を反映させている。また、個別の面談を毎年行っており、職員の業務に対するアイデアを聞き取っている。全体に繋がるものは運営会議等で情報の共有を行い、利用者のアンケートについても意見を反映するようにしている。

(羽木本館長) プラザでは、市から行う文化芸術事業を指定されている。事業後にアンケートを行い、その内容を基に評価、反省を行っている。事業については、事業係が案を作ったのち、館長、副館長で協議を行ったり、時には専門家に意見を聞いたりしている。

(片野坂理事) 今年はFM宮崎や県警科搜研と共に事業を行ったようだが、こういうものは突発的な事業になるのか。地域コーディネーターとしての役割の大きさを感じたし、面白い取り組みだったと思う。

(横山専務) FM宮崎との事業については年度途中に話があった。日程等の制約もあったが、科学館としても協力したいという思いがあったし、FM宮崎も科学館を発信したいという思いがあった。FMラジオでの効果は抜群であり、出演した職員も勉強になった部分があったようだ。また、県警は前もって計画はできなかったが、事業は好評であり、県警の仕事を知つてもらう機会は他にあまりないようなので、県警側も今回の事業に好感を持っているようである。7年度の事業計画には組んでいないが、このような事業も行っていけたらと考えている。

(横山理事) 事業計画の中で市役所の新庁舎建て替えに伴い市民プラザに影響があると書いてあったが、指定管理や職員には影響しないのか。

(羽木本館長) 現段階では、市が使用する場所と使用しない場所の話があるのみだが、来年度には詳細な話は出てくると思う。

質疑応答後、議長が諮ったところ特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第13号議案 令和7年度収支予算書（案）について

令和7年度収支予算書（案）について事務局から説明があった。

本議案に関連して次の質疑応答があった。

(蓮子理事) 予算書の数字は事業を行っていく中で変わっていくと思うが、理事会への報告はどのように行われるのか。

(事務局) 各館に振り分けた予算については基本的に予算書のとおり執行されるが、人件費については職員が辞めたりすると数字が変わってくるため、最終的には決算で報告することになる。

質疑応答後、議長が諮ったところ特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第14号議案 全国公益法人協会 役員賠償責任保険の加入について

全国公益法人協会 役員賠償責任保険の加入について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

(報告事項)

報告事項1 職務執行の状況について

職務執行の状況について、報告があった。

以上をもって議案の審議等をすべて終了した。午後3時24分に司会が閉会を宣言し、解散した。

以上。

上議決を明確にするため、本議事録を作成する。

なお、以上この議事録が正確であることを証するため、理事長及び出席した監事は次のとおり署名する。

令和7年3月27日

公益財団法人宮崎文化振興協会 令和6年度 第2回理事会

理事長

西田 幸一郎

監事

酒匂 俊宏

監事

日高佑二